

## 仮設材償却率

### 1 仮設材（仮排水路）の損料率の取扱い

仮排水路に用いる仮設材の選定については、現場条件（加重条件等）によるとともに、可能な管材による経済比較により決定するものであるが、仮設材（仮排水路）の損料率については、当面の間、下記によるものとする。

- 1) 鋼製品（コルゲートパイプ等）については、土木工事標準積算基準書第5章仮設工における「鋼材」を準用する。
- 2) コンクリート製品（ヒューム管等）は、50%とする。
- 3) 硬質塩化ビニル管は、20%とする。
- 4) 現場条件等により、工事完了後も現場に存置、または他工事において再使用する見込みのある場合は、購入（官持ち）とする。